

# 大阪信用保証協会の主な創業保証制度一覧 (令和5年4月時点)

## ■金融機関経由保証

保証制度の名称	保証限度額(※1)	保証期間	保証料率(年)	貸付利率(年)	対象・申込受付窓口・留意点等
金融機関連携型 創業関連保証 (ES保証)	3,500万円	10年以内 (※2)	0.70% 事業開始前 または事業開始後1年未 満引き下げ あり(※3)	金融機関所定	【対象】 金融機関が創業計画の作成に関与した創業者および創業者である中小企業者で、次の①～⑦のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人であって、2か月以内に中小企業の会社を新たに設立し、事業を開始する方 ②中小企業である子会社をこれから新たに設立し、自らの事業の全部または一部を継続して実施する中小企業である親会社 ③事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社であって、設立から5年未満の会社 ④自らの事業の全部または一部を継続して実施する親会社によって、新たに設立された中小企業である子会社であって、設立してから5年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人が、個人で創業した後、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社 ⑥事業を営んでいない個人であって、1か月以内に個人で事業を開始する方 ⑦事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始してから5年未満の方 ※事業開始前または事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の原則1/10以上の自己資金が必要です。 【申込受付窓口】 りそな銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、枚方信用金庫、のぞみ信用組合 ※融資実行後3年間、取扱金融機関のフォローアップがあります。
経営者保証不要 金融機関連携型 スタートアップ 創出促進保証 (ES保証ネクスト)	3,500万円	10年以内 (※2)	0.90% 事業開始前 または事業開始後1年未 満引き下げ あり(※3)	金融機関所定	【対象】 金融機関が創業計画の作成に関与した創業者および創業者である中小企業者で、次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人であって、2か月以内に中小企業の会社を新たに設立し、事業を開始する方 ②中小企業である子会社をこれから新たに設立し、自らの事業の全部または一部を継続して実施する中小企業である親会社 ③事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社であって、設立から5年未満の会社 ④自らの事業の全部または一部を継続して実施する親会社によって、新たに設立された中小企業である子会社であって、設立してから5年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人が、個人で創業した後、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社 ※1期目の税務申告が完了の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 【申込受付窓口】 りそな銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、枚方信用金庫、のぞみ信用組合 ※融資実行後3年間、取扱金融機関のフォローアップがあります。 ※原則として、会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に対し「ガバナンスチェックシート」を提出する必要があります。

## ■大阪府融資制度保証

保証制度の名称	保証限度額(※1)	保証期間	保証料率(年)	貸付利率(年)	対象・申込受付窓口・留意点等
開業サポート 資金保証 (開業資金)	合計 3,500万円	10年以内	1.00%	1.40% 女性・若者・ シニア・UIJ ターン引き下 げあり(※4)	【対象】 創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方または業歴の浅い方で、次のいずれかに該当する方 ※事業開始前もしくは事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人で事業を開始しようとする方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方 ③事業を営んでいない個人で、事業を開始してから5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社 ⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2か月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社 ⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立してから5年未満の会社 ⑦事業を営んでいない個人が、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社 【申込受付窓口】 当協会、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、大阪府内各市町村中小企業金融担当課(大阪府を除く)、取扱金融機関
経営者保証不要 無保証人対応			1.20%		【対象】 上記のうち②、④～⑦のいずれかに該当する方 ※税務申告1期未了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 【申込受付窓口】 取扱金融機関 ※原則として、会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に対し「ガバナンスチェックシート」を提出する必要があります。
開業サポート 資金保証 (地域支援 ネットワーク型)			0.50%		【対象】 主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能な方で、次のいずれかに該当する方 ※事業開始前もしくは事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ⑧事業を営んでいない個人で、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、6か月以内)に個人で事業を開始しようとする方 ⑨事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、6か月以内)に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方 ⑩事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年未満の方 ⑪事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社 ⑫事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の方、または開業後1年以内(開業時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。 ⑬事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または設立後1年以内(会社設立時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社 ⑭事業を営んでいない個人が、事業を開始したのち法人成りした会社であって、個人で事業を開始して1年未満の会社 ⑮事業を営んでいない個人が、事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して1年以上5年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、または開業後1年以内(個人で開業時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社 【申込受付窓口】 地域支援ネットワーク型取扱金融機関
経営者保証不要 無保証人対応	0.70%	【対象】 上記のうち⑧、⑩、⑬～⑮のいずれかに該当する方 ※税務申告1期未了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 【申込受付窓口】 取扱金融機関 ※原則として、会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に対し「ガバナンスチェックシート」を提出する必要があります。			

(※1) 保証限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。  
 (※2) 取扱金融機関により異なりますので、取扱金融機関へご相談ください。  
 (※3) 事業開始前または事業開始後1年未満の方は、表示保証料率から0.10%引き下げします。  
 (※4) 女性・若者(35歳未満)・シニア(55歳以上)・UIJターン(受付時の1年前以内に東京圏に在住していた方の府内における創業)に該当される方は、表示貸付利率から0.20%引き下げします。ただし、対象⑤、⑥は女性・若者・シニア・UIJターンの対象外です。

連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。  
 また、**経営者保証不要**とあるものについては、法人代表者を含め、連帯保証人は不要です。

【お問い合わせ先】  
**大阪信用保証協会 サポートオフィス**  
 経営支援部 経営相談課 Tel:06-6260-1730 (祝日を除く月～金 9:00～17:30)

[令和5年7月発行]

# 大阪信用保証協会は 創業期のお客さまの夢の実現を 全力でサポートします!

## 創業支援メニューのご案内

これから創業をお考えの方・創業後間もない方  
 こんなお悩みありませんか?

自社の強み・弱みや  
 財務状況を  
 把握したい

専門家や  
 金融機関等に  
 個別に相談したい

創業にあたり  
 事業資金を  
 調達したい

経営課題を  
 解決したい

創業期に役立つ  
 知識や情報を  
 知りたい



**大阪信用保証協会**

LINE 公式アカウント

保証制度や創業・経営支援の各種イベントなどの最新情報をお届けします。  
 ぜひチェックしてみてください。



# 創業期のお客さまをさまざまな「創業支援メニュー」でサポートします！

## 創業前

## 創業後5年未満

## 成長期

### 創業スクール 会場開催

**対象** 大阪府内で創業予定かつ当協会をご利用予定の方  
**内容** 専門家による講義を通じて、創業や経営に関する知識やノウハウをお伝えします。

### 「創業スクール」～受講者の声～

- 事業計画について個別相談ができ、勉強になった。
- 創業期に知っておきたいポイントをおさえた講義内容だった。
- 資金調達に必要な事業計画書を完成させることができ、ためになった。



### 当協会の創業保証制度（裏面の創業保証制度一覧をご覧ください。）

**対象** 事業資金の調達をお考えの方  
**内容** 当協会では創業期にご利用いただける保証制度を揃えています。なお、ご利用となる保証制度、保証金額、保証期間、返済方法等に応じた信用保証料のお支払いが必要となります。

### 「女性起業家支援セミナー」～受講者の声～

- 他の参加者や講演者から経営における自身の考えや判断についてアドバイスをもらい、不安を払しょくできた。
- 交流会で講演者や他の参加者、協会職員と個別に話ができて良かった。



大阪府内の約10万者の企業にご利用いただいています。

### 大阪信用保証協会とは

大阪信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的な機関です。信用保証による金融支援と、創業支援を含めた経営支援を通じて、大阪府内の中小企業・小規模事業者の皆さまをサポートします。

### 信用保証制度について

信用保証制度とは、中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からご融資を受ける際に公的な保証人になり、融資を受けやすくするためのしくみです。



### 女性起業家支援セミナー 会場開催（アーカイブ配信あり）

**対象** 創業期で当協会をご利用中の女性起業家の方  
**内容** 専門家や先輩女性起業家によるセミナーやトークセッションを実施し、経営に関する知識やノウハウを提供します。また、参加者の交流会を通して、起業家同士のネットワークづくりを応援します。

- 創業して間もないため、経営に役立つ情報がほしい
- 女性起業家同士のネットワークを構築したい

### 創業期経営支援セミナー 会場開催（アーカイブ配信あり）

**対象** 創業期で当協会をご利用中の方  
**内容** 専門家等による講義を通じて、創業期における経営に関する知識やノウハウを提供し、創業後の事業の見直し等のヒントとなる情報をお届けします。

- 創業後の課題を解決するヒントを知りたい

### 経営相談コーナー（財務診断サービス含む。） 当協会窓口

**対象** 当協会をご利用中の方  
**内容** 当協会職員が財務や経営に関するご相談をお受けします。また、経営相談コーナーのご利用に際し、財務診断サービス（※）をご希望される方は、事前にお申し込みください。  
 ※ 財務診断サービスは、中小企業診断士の資格を有する当協会職員が決算書（確定申告書）の財務分析を主体に経営アドバイスを行うサービスです。当協会窓口のほか、オンライン（Web面談）、訪問形式でもお受けしています。

- 気軽に経営の相談をしたい
- 自社の財務状況を把握したい

### 経営サポート事業 訪問・オンライン面談

**対象** 当協会をご利用中で経営課題をお持ちの方  
**内容** ご相談内容に応じて、専門家が経営診断や課題解決のためのアドバイスを行います。経営診断後、必要に応じて、専門家が課題解決に向けた事業計画策定のお手伝いを行います。

- 自社の強み・弱みを把握したい
- 経営課題等を解決したい

個別サポートで創業期後も安心



各種保証制度やイベントの詳細については、当協会Webサイトをご覧ください。

URL : <https://www.cgc-osaka.jp>

※ 大阪信用保証協会に類似した偽サイト等にご注意ください。

大阪信用保証協会



必見

マンガで分かりやすい「創業者向けガイドブック」や業種別の「創業計画書例」「創業体験談」を掲載中です！当協会Webサイト「創業・経営支援」ページにてご覧いただけます！！

